



2016年6月24日

各 位

会社名 株式会社NTTドコモ  
代表者名 代表取締役社長 吉澤 和弘  
(コード: 9437、東証第一部)  
問合せ先 総務部 株式担当  
(TEL. 03-5156-1111)

## インド Tata Teleservices Limited の株式に係る仲裁裁定について

2015年1月5日付「インド Tata Teleservices Limited の株式に係る仲裁申立について」にてお知らせいたしました、当社が保有するインドの通信事業者 Tata Teleservices Limited (以下、TTSL) の株式に係る仲裁手続について、当社は、2016年6月23日、ロンドン国際仲裁裁判所 (London Court of International Arbitration) より仲裁裁定を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 仲裁申立の理由及び申立に至った経緯

当社は、2014年7月7日に Tata Sons Limited (以下、タタ・サンズ) に対して、当社、TTSL 及びタタ・サンズとの間で締結した株主間協定に基づき、当社保有 TTSL 全株式を取得価格の 50% (総額約 725 億ルピー、[約 1,172 百万米ドル]<sup>※1</sup>) 又は公正価値のいずれか高い価格で売却できる買い手の仲介をタタ・サンズに要求する権利 (オプション) を行使しました。

その後、当社は、タタ・サンズとの間で当社保有 TTSL 全株式の売却に関し協議を重ねましたが、タタ・サンズにより株主間協定に従った義務の履行がなされなかったことから、当該義務の履行を求め、株主間協定に基づき 2015年1月3日に、ロンドン国際仲裁裁判所に仲裁の申立を行いました。

#### 2. 仲裁裁定の要旨

仲裁廷は、タタ・サンズに株主間協定の義務の不履行があったとの当社の主張を認め、タタ・サンズに対し、当社保有 TTSL 全株式と引き換えに、当社請求額全額である約 1,172 百万米ドル (約 1,300 億円)<sup>※2</sup> の損害賠償を命じました。

### 3. その他

本裁定に伴う 2016 年度の当社業績への影響は、タタ・サンズによる損害賠償の履行及び当社保有 TTSL 株式の引き渡し時期等が不確定であるため現時点では未定です。

今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

※1 1 ルピー=0.0161 米ドル (2014 年 12 月 3 日=オプションの確定時点)

※2 1 米ドル=110.94 円 (2016 年 5 月 31 日時点)

以 上